

● 利害関係人等との取引状況

(1) 取引状況

特定資産の売買取引等について、該当事項はありません。

(2) 支払手数料等の金額

区 分		支払手数料 総額A (千円)	利害関係人等との取引の内訳		B/A (%)
			支 払 先	支払額B (千円)	
オフィスマネジメント 報酬等(注4)	オフィスマネジメント報酬	1,330,116	三井不動産株式会社	1,266,926	95.2
	統括・調整業務報酬		株式会社NBFオフィスマネジメント	63,000	4.7
建物管理委託報酬		5,461,030	三井不動産株式会社	1,504,281	27.5
			三井不動産ファシリティーズ株式会社	544,096	10.0
			三井不動産ビルマネジメント株式会社	359,514	6.6
			三井不動産ファシリティーズ・ウエスト株式会社	205,842	3.8
			三井不動産レジデンシャルリース株式会社	588	0.0
賃貸媒介手数料等		145,699	三井不動産株式会社	64,656	44.4
			株式会社NBFオフィスマネジメント	28,105	19.3
			三井不動産リアルティ株式会社	4,025	2.8

(注1) 上表において、利害関係人等とは、本投資法人の資産運用会社の利害関係人等（投信法施行令第123条及び一般社団法人投資信託協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第1項第27号に定義されます。）をいいます。

(注2) 上記数値は、売買契約書に記載された売買価格を記載しています。

(注3) 括弧内の数値は、それぞれの総額に対する比率(%)を記載しています。

(注4) 三井不動産株式会社がマスターリースを行っている等により、同社にオフィスマネジメント業務の委託が行われていない物件（1. 新宿三井ビルディング、2. 飯田橋グラン・ブルーム、3. 六本木ティーキューブ、4. 西新宿三井ビルディング、5. セレスティン芝三井ビルディング、6. 虎ノ門琴平タワー、7. 四谷メディカルビル、8. NBF小川町ビルディング、9. パナソニック東京汐留ビル、10. ゲートシティ大崎、11. 大崎プライトコア・プライトプラザ、12. 中目黒G Tタワー、13. 豊洲ベイサイドクロスタワー、14. 大崎プライトタワー、15. 東五反田スクエア、16. パレール三井ビルディング、17. 名古屋三井ビルディング新館、18. 名古屋三井ビルディング本館、19. 中之島三井ビルディング及び20. 信濃橋三井ビルディングの20物件）については、株式会社NBFオフィスマネジメントと締結した統括・調整業務委託契約に基づき、当該物件の所有者及び建物賃貸人（建物管理委託者）として行う業務が同社に委託されています。

(注5) 上記記載の支払手数料以外に、当期中に利害関係人等へ発注した修繕工事等の支払額は以下のとおりです。

三井不動産ビルマネジメント株式会社	1,568,602千円
三井不動産株式会社	1,350,144千円
三井不動産ファシリティーズ・ウエスト株式会社	73,917千円
三井不動産ファシリティーズ株式会社	41,582千円
三井不動産リアルティ株式会社	10,255千円
三井デザインテック株式会社	4,420千円
株式会社原宿の杜守	4,165千円
三井不動産レジデンシャルリース株式会社	809千円